

お客様各位

この度は、アガルートアカデミーの講座をご受講いただきまして誠にありがとうございます。
以下のとおり、テキストに誤りがございましたので、訂正の上ご利用いただきますようお願い申し上げます。
ご迷惑をおかけしたことを謹んでお詫び申し上げます。

行政書士 2026 行政書士試験過去問 ベストセレクション講座

民法・商法 テキスト訂正情報

該当箇所を、次のように訂正していただきますようお願い申し上げます。

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
188	問24 肢エ 解説文全体	本肢のとおりである。退社した社員は、その出資の種類を問わず、その持分の払戻しを受けることができる（会社法611条1項）。	本肢のとおりである。 社員は、持分会社に対し、既に出資として払込み又は給付をした金銭等の払戻し（出資の払戻し）を請求することができる（会社法624条1項前段）。	26/5/20

以 上